

＜生活保護（生業扶助）を受給されている方へ＞

「石川県教育費負担軽減奨学金」事務における生徒本人の
マイナンバー（個人番号）の取扱いについて

「生活保護（生業扶助）受給証明書」に代えて、**生徒本人**のマイナンバー（個人情報）カードの写し等をご提出していただくことも可能です。

なお、ご提出いただいたマイナンバーは、生活保護（生業扶助）状況の審査に限って利用させていただきます。

【注意事項】

1 生徒本人のマイナンバー（個人情報）カードの写し等を提出される場合は(1)～(3)のいずれかを「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼り付け、必要事項を記入の上、必ず封筒に入れて提出してください。

(1) マイナンバー（個人情報）カード(交付申請を行った人のみ所持)の写し

(2) マイナンバー（個人番号）通知カード

原則として使用できませんが、記載事項（氏名、住所等）に変更がない場合または令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、添付することができます。（住所等の変更手続きを行った場合は、通知カードの両面の写しを添付してください。）

(3) マイナンバーが記載されている生徒の住民票

2 生徒本人のマイナンバー（個人情報）カードの写し等を郵送される場合は、顔写真付きの学生証の写し（顔写真付きでない学生証の場合は保険証の写しも追加）と併せて簡易書留で送付してください。

なお、生徒本人のマイナンバー（個人情報）カードの写し等を学校事務室に直接持参される場合は、学生証等の写しは不要です。

今回、生徒本人のマイナンバーの申請で認定となった場合は、次回以降の審査の際にも引き続き利用させていただきます。

